

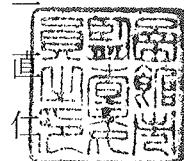


函館市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、特定非営利活動法人函館エコロジークラブを対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年5月24日

函館市監査委員 山田潤  
函館市監査委員 植松直  
函館市監査委員 吉田崇  
函館市監査委員 阿部善一



## 平成 27 年度 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象団体

特定非営利活動法人函館エコロジークラブ

### 2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成 26 年度において、函館市から函館市熱帯植物園の指定管理者に指定された特定非営利活動法人函館エコロジークラブにおける当該施設の管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務

### 3 監査の期間

平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 4 月 25 日まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、上記公の施設の管理業務に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 5 監査の結果

公の施設の指定管理者監査の結果、対象となった事務について、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

#### (1) 指摘事項

市の行政財産の管理は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 149 条第 6 号により市長の権限とされており、行政財産の目的外使用許可は管理権に基づき市長の権限により行われるものであるため、市が所有する植物園の建物および構築物における指定管理者の自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用については、市において許可すべきところ、当該施設の土地を所有する企業局において許可していたことから、法に則った適切な事務の執行を図られたい。

また、公金の収納事務の取扱いについては、函館市会計規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 28 条の 4 の規定によりその例によること

とされた第93条の規定により、公金収納受託者は、現金出納簿を備え、日日の出納の詳細を記載すべきところ、「函館市熱帯植物園使用料等収納事務処理要領」にはその旨の記載がされておらず、指定管理者は現金出納簿を備えていなかったことから、当該事務処理要領を見直すとともに、指定管理者に対し、現金出納簿を備えるよう指導されたい。